

重要事項説明書 別紙

* 本事業所は、専門性の高い人員を配置し、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、地域における介護サービスの向上を目的としている事業所とし、「特定事業所加算」を受けています。
 そのため、介護保険給付について、所定単位数の100分の10に相当する加算の報酬を受け取っており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。
 従って、加算を受けていない事業所に比べて10%増しの下記利用料金となっています。

訪問介護費	基本単位	特定事業所 加算Ⅱ 算定単位	基本料金(利用者負担金)			
			1割負担	2割負担	3割負担	
イ・ 身体介護	(1) 20分未満	163単位	179単位	179円	358円	537円
	(2) 20分以上30分未満	244単位	268単位	268円	536円	804円
	(3) 30分以上1時間未満	387単位	426単位	426円	852円	1,278円
	(4) 1時間以上	567単位 (30分を増すごとに+82単位)	624単位 (30分を増すごとに+90単位)	624円 (30分を増すごとに+90円)	1,248円 (30分を増すごとに+180円)	1,872円 (30分を増すごとに+270円)
	身体介護(2)~(4)に引き続き生活援助を行った場合所要時間が20分から起算して25分を増すごとに	30分を増すごとに+65単位 (195単位を限度)	30分を増すごとに+72単位 (216単位を限度)	30分を増すごとに+72円 (216円を限度)	30分を増すごとに+144円 (432円を限度)	30分を増すごとに+216円 (648円を限度)
ロ・ 生活援助	20分以上45分未満	179単位	197単位	197円	394円	591円
	45分以上	220単位	242単位	242円	484円	726円

* 訪問介護同一建物減算及び介護職員等処遇改善加算は区分支給限度基準額の対象外となります

加算および減算	基本単位	基本料金(利用者負担金)		
		1割負担	2割負担	3割負担
通常時間外加算(夜間)	所定単位数+25/100			
通常時間外加算(早期)	所定単位数+25/100			
通常時間外加算(深夜)	所定単位数+50/100			
二人対応訪問介護加算	所定単位数+200/100			
訪問介護同一建物減算1	所定単位数 × 90/100			
緊急時訪問介護加算	1回につき+100単位	+ 100円	+ 200円	+ 300円
初回加算	1月につき+200単位	+ 200円	+ 400円	+600円
介護職員等処遇改善 加算(Ⅰ)	1月につき 所定単位数×245/1000			